

特記仕様書

第1章 総則

1. 適用

本特記仕様書は、「勝山市公園施設長寿命化計画更新等業務委託」（以下「本業務」とする）にかかる調査・点検・計画検討・策定業務について適用する。

また、本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「公園施設長寿命化計画」策定にあたっての留意点等について、測量作業・設計業務・調査共通仕様書及び国土交通省の公園施設長寿命化計画策定指針（案）に準拠するが、他に 準拠できる基準書があれば協議のうえ使用するものとする。なお、重複する事項がある場合は、本特記仕様書を優先する。

2. 目的

本業務は、勝山市が管理している公園の公園施設について、今後進行する老朽化に対する安全対策の強化および改築・更新費用の平準化を図る観点から、適切な施設点検、維持補修等の予防保全的管理の下で、既存ストックの長寿命化対策および計画的な改築・更新を行うことを目的として、発注者が平成24年度に策定した「公園施設長寿命化計画」の更新業務等を行うものである。

3. 実施場所（別紙一覧表参照）

市内街区公園	22箇所
市内近隣公園	4箇所
市内地区公園	3箇所

4. 管理技術者・点検技術者

受注者は、業務の実施について技術上の管理を司る「管理技術者」および点検業務の実務を行う「点検技術者」を定め、氏名その他必要事項を発注者に通知しなければならない。なお、点検技術者は複数通知できるものとする。

点検技術者および管理技術者は、公園施設の調査・計画に係る業務について高度な知識・技術および豊富な経験を有する者とする。

5. 一般事項

(1) 本業務の実施に際し、法令を遵守すること。

(2) 本業務の実施に伴う土地の立ち入りに際し、名札、ヘルメット等の着用を徹底すること。

- (3)点検上、やむを得ず立木の伐採をする必要がある場合は、発注者・受注者協議の上、実施すること。
- (4)現地作業（調査）に際しては、安全確保のために必要な措置を徹底すること。
- (5)作業中の事故などが発生した場合は、速やかに監督職員に報告すること。
- (6)本仕様書に定めが無い事項および疑義については、監督職員と協議すること。

第2章 作業内容

6. 計画に定める事項

勝山市公園施設長寿命化計画は下記の事項を定めることとする。

- (1) 都市公園整備状況
- (2) 計画期間（令和 8 年から令和 17 年の10 年間とする。）
- (3) 対象都市公園（種別公園数、選定理由）
- (4) 対象公園施設（公園施設種類別の数、維持管理状況、修繕履歴）
- (5) 健全度を把握するための健全度調査結果の概要
- (6) 対策の優先順位の考え方
- (7) 対策内容と実施時期
- (8) 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容、時期等
- (9) 対策費用
- (10) 計画全体の長寿命化対策の実施効果（ライフサイクルコストの縮減額）

< 作成様式 >

【表紙】

【様式 0】公園施設長寿命化計画書

【様式 1】公園施設長寿命化計画調書（総括表）

【様式 2】公園施設長寿命化計画調書（都市公園別）

【様式 3】公園施設長寿命化計画調書（公園施設種類別現況）

※様式については、国土交通省公園緑地・景観課が策定している「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」によるものとする。

7. 調査対象都市公園及び公園施設の種類の

調査対象都市公園は、別紙一覧表のとおりとする。

8. 資料収集整理

業務に必要な資料の収集を行う。収集した資料より、維持管理状況の把握を行うものとする。また、本業務で必要となる資料を分類ごとに整理する。

9. 対象公園施設の把握と分類

既存の公園施設台帳、各種調書を参考に公園施設の分類・整理を行うこととする。また、公園施設長寿命化計画策定事業補助制度実施要領等を踏まえ、区分名、施設名、部位、素材・構造、設置年度、処分制限期間、交換サイクル、設置者（施工業者）、管理者、点検・補修履歴、点検調査結果、対応緊急度、利用状況（稼動日数、利用者数等）、現在の管理状況と管理費等について整理する。

10. 公園施設の健全度調査

(1) 調査の目的

前回の調査時に作成した調査票及び公園台帳や点検調書等の基礎資料について整理した基礎情報をもとに、現地の公園施設の状況がどのような状態かを十分に確認し、劣化状況等の施設本体や周辺に潜在する危険性等の有無について調査することを目的とする。

(2) 調査事項

調査時点における公園施設の設置状況や構造材、消耗材の劣化や損傷の状況、美観的状況を確認すること。

予備調査において作成した健全度調査票を用いて、目視による確認と撮影、記録等を行うこと。

調査方法等の詳細については、「指針」に基づくものとし、既往の点検結果資料等があれば、その結果を基礎資料として活用することを基本とする。

健全度調査は、多岐にわたる施設を様々な分野の技術者が行うこととなるため、調査者の技量や調査の実施方法などの詳細が異なることが想定される。このため、調査者ならびに調査方法等については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(3) 調査員の資格

健全度調査は、以下に示す施設区分別に、有資格者が実施するものとする

表1 必要資格・認定

	必要とする資格・認定	
一般施設	・技術士（建設部門） ・土木施工管理技士（１級・２級）・造園施工管理技士（１級・２級） ・上記と同等以上の知識や経験を有し、施設管理者が専門技術者として認めた者。	
遊具等施設	・公園施設製品安全管理技士・公園施設製品整備技士 ・上記と同等以上の知識や経験を有し、施設管理者が専門技術者として認めた者。	
土木構造物	橋梁、又は高度な構造計算を要する構造物	・土木施工管理技士（１級・２級） ・技術士（鋼構造物及びコンクリート） ・上記と同等以上の知識や経験を有し、施設管理者が専門技術者として認めた者。
	その他構造物	・土木施工管理技士（１級・２級） ・上記と同等以上の知識や経験を有し、施設管理者が専門技術者として認めた者。

建築物等 施設	建築基準法第12条に規定される建築物や建築設備	・建築士（１級・２級） ・国土交通大臣が定める資格を有する者
	上記以外の建築物	・建築士（１級・２級） ・建築施工管理技士（１級・２級） ・上記と同等以上の知識や経験を有し、施設管理者が専門技術者として認めた者。

1 1 . 調査対象施設

本調査で対象とする公園施設は表2 によるものとし、各公園の具体的施設数は別紙公園一覧表（施設数量総括表）に定める公園施設とする。

表2 計画対象公園施設

公園施設種別		施設の内容
一般施設	一般施設 A	バックネット、バスケットゴール等、照明施設、引込柱、時計、門、柵（転落防止柵等）、舗装等
	一般施設 B	ステージ、デッキ、記念碑等、噴水等
	一般施設 C	休憩所、四阿、パーゴラ、日陰だな等
遊具等	遊具 A	雲梯、太鼓梯子、鉄棒（3連）、動物置物、単体スプリング遊具、シーソー、平均台、砂場、等これに類似した遊具
	遊具 B	ジャングルジム、すべり台、2連ブランコ、はん登棒、全方向ブランコ、等これに類似した遊具
	遊具 C	チェーンネットジャングル、ロープウェイ、4連ブランコ、2方向すべり台、回転すべり台、回転ジャングルジム、等これに類似した遊具
	小型複合遊具	遊具の先端を直線で結んだ多角形の面積が100㎡未満
	中型複合遊具	上記の面積が100㎡以上300㎡未満
	大型複合遊具	上記の面積が300㎡以上
専門運動施設		競技会の開催に対応した公認競技（運動）施設
建物等施設	建築物	面積30㎡を超える便所、売店、管理事務所、更衣室、等
	特殊設備器機	地下埋設物、ポンプ設備、循環設備、分電盤、キュービクル、等の掘削や分解点検が必要な設備系施設
	大規模構造物	高さ3m以上の擁壁、延長2mを超える橋、等

1 2 . 調査方法

(1)調査の主な内容

- ・あらかじめ点検票を作成し、これに基づいて点検・記録する。
- ・公園施設の全景や修繕が必要な箇所について写真を撮影する。
- ・公園の利用状況や全体の施設配置や概要等を把握し、危険度を判断するとともに、バリアフリーの必要性について把握する。

(2)調査の種別

① 一般施設調査

公園の利用状況と全体の施設配置や概要を把握したうえで、表2 に示す公園施設について、点検票に基づいて調査する。

② 遊具等施設調査

表2 に示す遊具等の施設について「遊具の安全に関する基準JPFA-S:2008」に基づいた調査を行なう。また、遊具以外の施設については、下記の建築物等調査と同等の調査を行なう。

③ 建築物等調査

表2 に示す建築物等について「建築基準法第12 条第1 項」等に基づいて実施された定期点検報告書を基礎資料とし、外観の目視等による調査判定を行なう。

1 3 . 健全度・緊急度の判定

(1)健全度の判定

健全度調査結果をもとに、公園施設毎の劣化や損傷状況、安全性等を確認し、公園施設の補修もしくは更新の必要性について総合的な判定を行うものとする。

健全度調査で得られた情報をもとに各施設における各状況の判定を総合的に勘案し、その施設の健全度についても判定する。健全度の総合的な判定は以下の四段階評価によりランク付けを行う。判定基準を表3 に示す。

表3 総合判定評価基準

ランク	評価基準
A	修繕の必要がなく、通常点検で管理するもの。
B	修繕の必要はないが、通常点検のほか定期的な観察が必要なもの。又は、当面は軽微な維持管理の中で対応していくもの。
C	重大な事故に繋がらないが、部分的な修繕により利用可能なもの。又は、部分的な修繕が必要とされるもの。
D	重大な事故に繋がる恐れがあり、緊急な修繕（更新、改築）が必要とされるもの。又は、施設使用の中止措置の検討が必要となるなど、緊急な修繕（更新、改築）が必要なもの。

なお、各施設は部材から構成されており、材質によって劣化や損傷の状況も異なるため、健全度の判定にあたっては、部材単位で劣化や損傷の状況を評価し、総合的な健全度判定

を見直すこととする。

(2) 緊急度の判定

緊急度判定については、「高・中・低」の三段階評価を標準とするものとし、設定にあたっては、対策実施の優先度について「任意に設定した考慮すべき事項（指標）」を設定し、優先度を評価するとともに、優先順位を明確にするものとする。

緊急度に対する対策時期の設定については、有資格者や専門技術者等を含めた協議の上、決定するものとする。

(3) 事後保全型管理を行う施設への目視点検

計画準備等で抽出した目視点検対象施設に対して目視点検を実施するものとし、その結果を計画に反映するものとする。

1 4. 公園施設長寿命化計画更新等における検討項目

公園施設長寿命化計画策定における検討項目は、以下の内容とし、その結果を「【様式 1】公園施設長寿命化計画調書（総括表）」および「【様式 2】公園施設長寿命化計画調書（都市公園別）」の該当欄にまとめる。

- (1) 基本方針の検討
- (2) 公園施設の長寿命化対策の検討
- (3) ライフサイクルコストの検討
- (4) 長寿命化計画のとりまとめ

1 5. 基本方針の検討

- (1) 長寿命化のための基本方針

公園全体の状況と照らし合わせた上で、公園全体のあり方ならびに個別施設ごとに、長寿命化のための基本方針を検討する。長寿命化のための基本方針は、予防保全的管理を前提として、その詳細について検討する。

- (2) 日常的な維持管理に関する基本方針

公園の管理体制、日常点検や定期点検などの実施方針、異常が発見された時の措置方針等について取りまとめを行うものとする。

1 6. 公園施設の長寿命化対策の検討

- (1) 基本的事項の整理

公園施設の長寿命化対策について検討を進めるにあたり、設定が必要となる基本的な事項を整理するものとする。

- (2) 予防型管理の具体的対策の検討

予防保全型管理の具体的対策の検討は、公園施設の長寿命化と機能の確保、安全性の確保及びライフサイクルコストの縮減を目的とする。

定期的な健全度調査の方針設定を行う。

予防保全型管理における対策時期及び補修、更新方法設定を行う。

（３） 長寿命化対策費等の算出

計画期間中に実施する対策に必要な長寿命化対策費等の概算を施設ごとに算出する。

概算費用は「維持保全に関する費用」「定期的な健全度調査に関する費用」「補修に関する費用」「撤去、更新に関する費用」とする。

（４） 事後保全型管理に分類し、計画に位置付ける公園施設の対策

事後保全型管理に分類した公園施設について、更新見込み年及び更新費を設定する。

（５） 年次計画の検討

算出した概算費用について、年次計画を策定する。

１７．ライフサイクルコストの検討

予防保全型管理とした施設について、予防保全の場合と事後保全の場合のライフサイクルコストの比較を行うものとし、次の点に留意し検討を行うものとする。

- ・ 予防保全に必要な工事の内容、費用、時期、使用見込み期間等の設定については、指針案に基づくとともに、発注者と協議の上、決定する。
- ・ 予防保全型管理施設に対しては、定期的な健全度調査を設定し、その費用を計上するものとする。
- ・ 予防保全型管理施設に対する長寿命化対策費の計上については、使用見込み期間における長寿命化対策費（「定期的な健全度調査に関する費用」＋「補修費」）として、使用見込み期間中に生じる費用として計上する。

なお、コスト比較の結果、予防保全のコストは事後保全を上回った場合は、事後保全型管理に分類し直すものとする。また、検討の結果は施設ごとに「比較表」として取りまとめる。

１８．長寿命化計画の取りまとめ

公園施設長寿命化計画を作成する上で、都市公園整備状況、計画期間、計画対象公園及び計画対象公園施設の概要と選定理由、健全度調査の概要、施設の維持管理手法（体制・点検方法・頻度・判断基準）や公園施設長寿命化のための基本方針を定めるほか、検討した結果を「【様式１】公園施設長寿命化計画調書（総括表）」および「【様式２】公園施設長寿命化計画調書（都市公園別）」の該当欄にまとめ、計画対象公園施設の健全度、長寿命化を図るための具体的な対策、平準化に配慮した年次計画及び管理運営計画、長寿命化対策を図った場合のライフサイクルコスト縮減額等を定めるものとする。

１９．報告書の作成

公園施設長寿命化計画の検討結果を公園施設長寿命化計画報告書（計画調書、点検票等）として取りまとめる。

第3章 納入成果品

20. 成果品

本業務の成果品を以下のとおりとする。なお、電子データに関しては、提出前にウィルス対策ソフトウェアにて、ウィルス検索を行うこととする。

(1) 公園施設長寿命化計画報告書印刷物2部・電子データ 1式

【様式1】公園施設長寿命化計画調書（総括表）

【様式2】公園施設長寿命化計画調書（都市公園別）

【様式3】公園施設長寿命化計画調書（公園施設種類別現況）

(2) 公園施設長寿命化計画基礎資料印刷物2部・電子データ 1式

・公園施設長寿命化計画基礎資料

・計画に示した長寿命化対策の根拠となる資料など